
義務付け・枠付けの見直しに関する大臣政務官折衝（環境省）

- 1 開催日時：2009年11月13日（金）14:50～15:20
 - 2 場所：環境省（中央合同庁舎5号館24階省議室）
 - 3 出席者：津村啓介 内閣府大臣政務官
大谷信盛 環境大臣政務官
-
-

（津村政務官）それでは時間なので始めます。既に私どもからお願いした義務付け・枠付けの見直しについては、地方要望5条項のうち3条項については勧告とおりに見直しということで、返事をもらっている。政治主導、政務三役で検討してもらった結果だと思うが、ありがたい。残るは2つで、1条項は勧告内容とは違う形での見直し、もう1条項は見直しそのものが困難であるとの回答であるが、地域主権推進という立場から論点を整理させてもらい、より成果が上がればということで参上した。

まず、私どもから論点を整理させてもらいながら、そちらから説明をいただくことでお願いしようと思う。主要論点整理表というのを渡しており、こちらの3ページが一覧表のような形になっているが、環境省の環境に関する総量削減計画、都道府県が主として作成しているものであるが、これら4つのうち、今回、窒素酸化物、水質汚濁についての「計画達成の方途」と「その他事項」の同意協議を勧告どおりに見直してもらいたい。ここに書いてあるとおりにだが、国としては削減目標量が主眼であると理解しており、そのためにどういう形で計画達成の方法を考えるのかは地方に委ねられるのではないか。実際に福岡県の計画を下に書いており、また1ページには神奈川県の場合を書いているが、実際の計画にどういうものが書いてあるかをつぶさに見てみても、環境省が懸念するような国の政策に干渉するような内容にはなっていない実態もあるので、ここは県の責任で計画を策定することで大きな問題は生じないのではないかと。それが我々の理解。大谷政務官から何かアドバイスがあれば。

（大谷政務官）地方分権は鳩山政権のいの一の課題であると理解しているので、全面的に協力して、わが国の地方分権を早く実現したいと考えている。小沢大臣、田島副大臣、政務官大谷ともそのような考えの下、5つの項目に関してもらった第3次勧告を真摯に受け止め、3人で大議論を行った。その結果できる限りやろうということで、環境省の方からは5つとも出来ないとの説明を受けたが、いやこれは出来るあれは出来ないとの大議論の上、最後には政務3役の中で、4つの計画のうち2つについては第3次勧告とおりに受け止めさせていただこうということになった。

（津村政務官）ありがとうございます、私の理解が正確でなければ、是非大谷政務官から、場合によっては事務方からでも指摘してもらえれば結構だが、回答もらった3点については、1次勧告からの経緯の中で、むしろ積み残しのなものであり、

今回汗をかいてもらったというよりは、今までどうして進まなかったのかなという論点だったと理解している。まさに、今回政務3役がそのところを論点整理していただき、政治主導で話を進めてもらったということだと思う。これは、原則、哲学の問題で、地域に責任を負わせていこう。地域にできることは地域にちゃんとやってもらおう。地域に出来ないところを国で補完性の原理でやっていこうということだと思うが、そう考えた時、この4つの計画の中で、窒素酸化物と水質汚濁のところを、何故特別視するのか。ひとつ私たちに考えると、確かに下水道や浄化槽の問題、あるいは低公害車の普及促進と言った、他省庁にまたがるテーマもあるのでそういった意味で少し丁寧に考えているのかとは想像できる。しかし、そこはやはり地方議会のチェックが働く、首長も選挙がある、そういう中でおかしなことをやれば、まず一義的には地域の責任で市民県民の方がチェックすることができる。それが、地域主権なのだから。もちろん国が全く手を離すということではなく、削減目標量については同意協議があるわけだし、きちんと最低限のものは担保できていると思う。そのやり方までというと、まさに手取り足取りという話になってしまい、理解し決断してもらった他の項目との整合性があやしくなってくるのではないかと。事務方の人が過去の経緯や他省庁への目配りで苦労しているのは分かるが、まさにこういう部分こそが政治主導で突破していく壁なのかなと思う。

(大谷政務官) 哲学は津村政務官が言ったことと、同じことを言っているし、何の差異もないと思う。出来ることはなるべく地方でやって、住民市民納税者に近いところでものを決めていく。そのことは、100%アグリーである。ただ、各省庁持っている事業、規制、目的等は、全ては国民生活を豊かにするための目的と役割分担がある。その中で、その国民生活の向上にできるような構造になっているか、なっていないかは見極めて、我々政治家としては判断しなければいけない。上の2つとの差異はなんだと言ったが、ダイオキシンと大気汚染については、どうやって政策目的を達成するかというと、規制なのだ。ルールを作って、そのルールを守っているか、守っていないかをしっかり見ていこうというもの。そこには、事業が入らない。省庁だけではなく、自治体、都道府県、警察など色々な役所が入ってやっていくということではなく、行動がなくて、ルールだけで規制していくというアクション。これは、許して大丈夫だろうと。下のNOx・PM法と水質汚濁防止法については、今の状態では政策の目的を損ねるような可能性があるからダメなのだという判断をしている。その理由は、今の我が国の構造であるが、これから我々が地方分権で変えていく。例えば道州制とか広域における行政の連携ができたとしよう。その場合、NOx・PM法であるなら、東京、大阪という大都市圏を対策地域としている。例えば大阪であるならば、兵庫、和歌山、京都、奈良があって、その横に滋賀があって、そのへんで車の交通量が多いからということで総量削減計画を策定しているのだが、この計画は周辺都道府県全部に関係してくる。道路がまたがったり、信号はご存知の通り警察が関係したり、いろんなところが関係してくる。協議会のようなものを作ってやったら良いではないか、主要な都市が一つのチーム、ボードみたいなものを作って運営していけば良いのでは

ないかといろんな事を考えた。それでもできるのかもしれないが、多分今の場合で言うと、この大気を守っていくためには、国がある程度上手なプロデュースをやった方が目的達成には効率的であろうという判断を政務3役でさせて頂いた。それは逆に地方分権が構造上進んでいき、広域連合のようなもの、基礎自治体と基礎自治体が結びついてテーマごとに委員会の様な物が作れる構造になっていけばまた違っていくと思う。旧政権がやったときは変わらなかった。鳩山政権になったからこのように変わった。

(津村政務官) 最後の部分は全くおっしゃるとおりで、環境省だけでないが各省庁で本日の政務官折衝の中でもそこはもう一回見直してやり直しますとその場で言っていただけで政治家同士で話すと話が早いなと実感している。まさには鳩山政権の政治主導のやり方を我々自身が体感しているところである。そういった意味で今のお話も良く分かる。4つの計画をごっちゃにした私の言い方が悪かったらお詫びするが、一方で現実をもう少しつぶさに見ると、地方が実際にどういう計画を作っているのか、それほど手取り足取りする必要があるのかという現実の話をしていくと、大谷政務官には釈迦に説法だが、他の省庁と折衝してみても思うのだが、どうも霞ヶ関のお役所は「地方に任せてしまうと心配だ、なんかとんでもないことをやったらどうしようと。後で責任を問われるのは自分たちだと。危ないから任せられない」と、言い方は悪いが地方自治体を信頼してない。そこは霞ヶ関の方々後ろにいらっしゃる方々には悪いが、もう少し現場感覚のある地方自治体の皆さんとも常日頃から接している我々政治家が、「いやここは彼らにもきちんと規律が働いているよと。選挙もあるのだし我々だって身近にいるわけだから、ここはもっと大人扱いしましょう、地方の皆さんと対等に」と言っているわけで国と地方の協議の場というのも地域主権担当大臣原口さんが進めている中だから、これは現実的に十分福岡県のケースを見ても神奈川県の場合は見ても都道府県なのだから十分大人扱いして良いのではないかと思う。

(大谷政務官) それは能力的には一緒だと思っているし、言ってる事はその通りで、補助金の中身以外は能力は対等だと思ってやっていかなければいけない。自治体の職員さんも霞ヶ関の職員さんも能力は対等であり、経験の違いがあるだけでその経験もついてくるだろうし、また何よりも各自治体の役所の方が中央の霞ヶ関と交流もあるし、そこは子ども扱いしているような事はあるのかもしれないが我々政務の側にはそういうものは関係ない感覚で進めていかなければいけない、その通りだと思う。

(津村政務官) 是非その同じ思いで、同じ立場で私どもでなくあちらを向いて説得していただきたいと思う。

(大谷政務官) それにプラスして、何でも地方がやれば良いという話ではなく、大人扱い、子ども扱いではなく、例えば用意してもらった資料を使用すると、水質総量削減計画の方を見ると、道州制的なもの近畿2府4県とよく我々は言って、天気予報は近畿2府4県という形でやっていてなんで四国が出てこないのかという話だけれども、これを一つの大きな州とするならば、それでもこの瀬戸内海の周辺における水質を守っていこうとすれば小さな範囲である。多分今の基礎自治体を

中心としておく、もしくは都道府県 47 の中だけでの国が全く関与しない形で水質の管理観測そして政策のフィードバックをしてさらに補修しなおすとなったらどこかで抜けるのだろうかと思う。これがもっともっと今以上の都道府県の制度が進み、交付金も自由に使えるようになっていけばもっともっと現場に近いところで現場の人の責任で地方分権をやっていければよいと思う。だから言ってる事は一緒だが、今現時点では無理である。我々が地方分権の構造自体も変えて進めていけばそうなるのだろうかと思っているが、政策目的を厳格に達成するためにはこのNOx・PM法、水質汚濁防止法の部分はしんどい。どんな方法で大気を守っていくのか、もしくは水を守っていくのかという事になれば、今の上から下へ補助金を使っていくような構造の中ではそれなりに国が入った形でチームを作らないとできないというのが政務3役の答えである。政策目的があって、その政策目的が円滑に安定して達成できるかという判断、それはスピードがあるだろうしもう少し地方分権の形があればできるだろうし、卵が先か鶏が先かというのもあるが、どちらも正しいのであってそこは切磋琢磨しながら、切磋琢磨の結果、津村政務官、原口大臣の熱意に打たれてこの3つになった。

(津村政務官) 鶏か卵かではなく、鶏も卵もだと思う。我々は地域主権戦略会議を来週立ち上げよう、国と地方の協議も始めようと、こうやって対等になって一緒になって、まさに鳩山内閣のもとで同時に平行にやっている。こっちは遅れているくらい。もっと言えばこれは旧政権の下で議論がなされて、勧告自体は一ヶ月前に出たが議論は旧政権でやっていたことである。それを地方分権といていたが我々はその先の地域主権をやっている。我々が旧政権の下で議論を進めたものを半分しかできないと言っているようじゃ、戦略会議等の器を作っている中でゆっくりすぎないかと思う。先輩一緒に頑張りましょう。

(大谷政務官) 旧政権だったら勧告はいっぱい出すがほったらかしだったのではないか。そういうのが10年続いてきたから、それを思えば卵が先か鶏が先かは両方だが、それはやはり穴は一個しかないから徐々に出てくるのではないかなと理解している。政務官おっしゃっている意味は分かっているし、我々は地域主権を目指し、どこの役所を担おうともやっていかなければならない。

(津村政務官) 今日パッと来て、言いたいことだけ言って申し訳ないが、考え方は近いと思うし、後は実際どうなっているかというのを確かめることだと思う。さきほど申したように、地方が作っている計画達成の方途というのが、政務官がおっしゃるような同意協議が必要なレベルなのかどうかを是非確認いただいて、少し時間をかけながら答えを出していただければと思う。

(以上)